

海外経済要録

国際機関

第11回ガット総会

さる10月11日以来ジュネーブで開催中のガット第11回年次総会（締約国会議）は、6週間にわたる議事を終えて11月17日閉会した。

今回の会議も昨年の第10回総会と同じく、貿易協力機構（O T C）未実現、新ガット協定未発効などの事情を反映して、さして注目されるような結論をあげえなかつた模様であるが、とくにわが国として最も関心のもたれたいいわゆる35条適用撤回問題は、結局何らの好転もみるに至らず終わったと伝えられる。欧州自由貿易地域設置問題については今後緊密な連絡を続けること、構成国批准前にガットの承認を求めることなど、さしあたりの態度を定めたほか格別の結論もなく明年に持越された。このほか主な問題を摘記すれば次の通り。

(1) スイスの仮加入……スイスは明春、新関税法を基礎として現締約諸国と個別に関税交渉を行つたうえ、ガットに仮加入することとなつた。長年局外にあつた同国の加入は各国より歓迎されているが、正式加入のためには同国がIMFに加盟していないこと、国内農業保護政策をとつていることなどに問題があるといわれる。

(2) 輸入制限の調査……米国の提案により個別に現行輸入制限の調査を行うことが決議され、これに基づき現在輸入制限を実施している25か国のうち20か国が参加することとなり、運営機関として13か国よりなる協議委員会（日本も含まれる）が設置された。委員会の結論は明年の総会に報告される。

(3) ブラジルの譲許撤回……ブラジルでは複数為替制度改訂と関連して全面的な関税の改正を必要とするに至り、従来の譲許を撤回して、新たに締約諸国と関税交渉を始めることとなつた。同国は現在わが国に対して前記35条適用中であるが、これを機会にわが国とも関税交渉の道が開かれるものと期待されている。

なお次回の総会は明年10月17日より開催される予定である。

米州諸国

米国、預金金利最高限度の引上げ

連邦準備制度理事会および連邦預金保険会社では、12月4日加盟銀行および被保険銀行の定期預金金利の最高限度を引上げる措置を発表した。

今回の最高限度引上げは1936年以来21年ぶりのもので、最近の市中金利高騰、金融繁忙にかんがみ、貯蓄を刺激し必要事業資金その他を確保するために、さる8月以来大銀行筋が強く要望していたものであつた。

新最高限度およびその従来の推移は下表の通りであり、新限度は明年1月1日より実施される。

定期預金金利最高限度推移 (%)

	1933.11.1~ 1935.1.31	1935.2.1~ 1935.12.31	1936.1.1~ 1936.12.31	1937.1.1 以降
期間6か月以上	3	2½	2½	3
〃 90日以上 6か月未満	3	2½	2	2½
〃 90日未満	3	2½	1	1

米国、銀行持株会社設立の動き

ファースト・ナショナル・シティー銀行では、11月7日カウンティ・トラスト銀行と共同で、新たに銀行持株会社ファースト・ニューヨーク・コーポレーションを設立する計画を発表、「1956年銀行持株会社法」に基づき連邦準備制度理事会に対し認可申請を行つた。

これはファースト・ナショナル・シティー銀行が、持株会社を通じ他の銀行地域（Banking District—ニューヨーク州法は同州を九つの銀行地域にわかし、本店所在の銀行地域外における支店設置を禁じている）における銀行を傘下に収め、自行支店網の拡大をねらつたものとみられる。近年における銀行合同盛行の場合と同様、今回の計画もまた大銀行の店舗網拡大努力の一表現で、(1)経済全体の規模の拡大のため銀行自体の大規模化を要すること、(2)消費者信用、住宅金融の増大により銀行の公衆との接触が増加していること、(3)人口の郊外移動により支店網の拡充を要すること、などがその背景として考えられるが、一方この計画が成立するとすれば、実質的に州法の制限が空文化されるのみならず、その根底にある単一銀行主義という米国銀行組織上の伝統的な考え方が脅かされるおそれがあり、あるいはまた、大銀行の進出により中小銀行が競争上困難な立場におかれることなど、米国銀行業界に与える影響は少なくないものとみられる。

本計画発表後チェーズ・マンハッタン銀行のマックロイ会長は直ちにこの問題を取りあげ、ニューヨーク地域における最近の人口移動状況に照し、銀行地域改編の要ある旨指摘し、事情いかんによっては同行もこの種の方策を考慮すると言明、反面ニューヨーク近郊のフランクリン・ナショナル銀行ルース頭取は、これを中小銀行を危機におとし入れるものと激しく非難している。一方前記「持株会社法」では、持株会社設立の認可権限が連邦準備制度理事会に与えられ、理事会は国法銀行関係の場合には通貨監督官に、州法銀行関係の場合には州銀行監督官にその見解を求めるとされているため、国法銀行によるこの種計画には州当局の見解が斟酌されないおそれがあること、成行きいか

んによつては州法銀行の国法銀行への組織変更が続出、いわゆる「二重銀行制度」(dual banking system—国法銀行と州法銀行との並存)を脅かす懸念があることなどから、ニューヨーク州知事は今回の計画に対し連邦準備制度理事会の慎重な態度を要請、この種持株会社の設立を禁止する州法の制定を示唆するなど、強硬な反対意見を表明した。

理事会では事態の重要性にかんがみ、11月15日通貨監督官およびニューヨーク州銀行監督官に対し、意見の提出を依頼したが、この問題は今後なお各方面の活発な論議の対象となるものとも考えられ、成行きが注目される。

ペルー、信用抑制措置実施

ペルー中央準備銀行は、市銀の信用拡張(本年1～8月間13%増)および対中央銀行依存度増大(中央銀行の再割は本年1～8月間33%増)にかんがみ、本年9月14日より次の信用抑制措置を実施した。

- (1) 各銀行に対する再割は、払込資本金および諸積立金合計額の75%までとする。
- (2) 現行6%の割引歩合は、払込資本金および諸積立金合計額の40%までの再割のみに適用し、それを越える部分の再割には8%の新レートを適用する。

このほか中央準備銀行は銀行監督局に対し、基本支払準備率の引上げ(現行要求払預金の22%、定期ならびに貯蓄預金の11%をそれぞれ24%、12%へ)、追加支払準備率の統一(現行1955年11月末現在の預金残高を超過せる部分につき要求払預金の75%、定期ならびに貯蓄預金の35%を一律45%に統一し、1956年6月末現在の預金残高を超過せる部分に適用)および不足準備のペナルティ現行10%の引上げを提案したが、9月末までのところ銀行監督局はこれらの規制措置を講じていない。

欧州諸国

英国金ドル準備補強策

マクミラン蔵相は12月4日下院において、11月中の金ドル準備が279百万ドルと大幅に減少し、残高が20億ドルを割った旨報告するとともに、最近の金ドル取支悪化に対する政府の見解ならびに緊急対策を明らかにした。

蔵相は、英国の国際収支が基本的には健全であることを強調し(56年7月から57年6月に至る1年間の英国の經常国際収支はほぼ均衡を予想)、最近の金ドル準備の激減は、スエズ国有化以来の国際緊張によるポンドに対する圧力の増大が原因であるから、情勢が好転すれば金ドル準備はおのずから増加に転ずるとの判断のもとに、当面次の金ドル準備補強策を講ずることを明らかにした。

- (1) IMFに対する quota の引出しを要請する。
- (2) 政府保有のドル証券(750～1,000百万ドル)のうち、大部分を占める商工業証券を米国の適当な機関(輸出入銀行といわれる)からの借入担保として使用、約80百万

ドルの米国短期証券を売却する用意がある。

- (3) 年末私払期の到来する米加借款の利払延期を要請する(元金71.5百万ドルのみ支払い、利息104百万ドルの支払を延期)。

蔵相はさらに、これら金ドル準備補強策のみでは不十分であると述べ、国内経済強化のため、(1)ガソリン税の引上げ(12月4日より1ガロン当り1シリング引上げ、本年度税込増30百万ポンド)のほか(2)金融引締政策の維持(銀行その他の信用抑制維持強化および賦払信用抑制、資本発行委員会の審査継続)(3)追加予算は要求せず、所得税の引上げは直ちに行わないが、必要な事態が起れば断行する(4)将来財政支出、国防政策、エネルギー政策に広範な再検討を加えるなどの方針を明らかにした。

今回の措置は、スエズ問題発生以後のポンドの危機に際し輸入制限強化などの措置によらず、ポンドの現行パリティの維持に全力を尽す政府の決意を示したものとして注目される。英国の要請に対し12月10日IMF理事会が、一般の予想を上回り英国の quota の100%、13億ドル(米ドル買入561,470千ドル、加盟国通貨による stand-by credit 738,530千ドル、返済期間3年、さらに2年間の延長可能)の援助を与えることを決定したことは、当面ポンドの地位補強に寄与するものとみられる。

ベルギー国立銀行の公定歩合引上げ

ベルギー国立銀行は12月5日、公定歩合を従来の3.0%から3.5%へ引上げ、6日より実施する旨発表した。今回の措置は、国内経済における賃金の上昇、物価の高騰(56年9月104.1、55年9月101.8、53年=100)などインフレ傾向に対処し、さらにすでに高騰している長期金利に短期金利を追随させるほか、最近の世界的な金利引上げの動向にも従つてとられたものである。公定歩合の引上げについてはかねてより考慮されていたが、外国よりのホット・マネー流入の懸念も薄らぎ、また先頃発行された国債の消化も成功した現在を好機として決定されたものと伝えられる。

スウェーデンの公定歩合引上げ

スウェーデンの中央銀行 Riksbank は、11月22日公定歩合を従来の3.75%から4%に引上げた。これにつづき市中銀行の預金、貸出金利も0.25%方引上げられ、同時に最近著増した中央銀行ならびに市中銀行に対する政府短期借入れの削減と過剰購買力の吸収を目的として、新たに長期国債(434%利付、期限24年)が発行されることとなつた。

今回の措置は同行首脳部の説明によれば、スエズ問題の影響として内外において経済均衡かく乱要因が増大したのにかんがみ、予防的措置として行われたもので、特に同国国際収支の赤字傾向に対し、保有金および外貨の比較的手薄(8月末現在435百万ドル、55年末470百万ドル)なことが憂慮されている。なお当局は、もし今後インフレ傾向の

濃化ないしは対外収支の逆調が激化すれば、ちゅうちよせず金融引締政策を一層強化する旨言明している。

アジアおよび豪州

パキスタン、工業の現況

1947年インドより分離独立した当初、パキスタン国内にはごく小数の綿紡織工場を除き、ほとんど工業と称しうるものが存しなかつたが、その後における政府の育成策（資本財の優先輸入、諸税の減免など）と開発計画に基く財政資金の投下（主として工業開発公社を通じて行われている）などによつて、国内工業は相当顕著な発展を示した。現在までに設立をみた工場は、繊維工業その他の消費財工業から造船、肥料、化学工業と多方面にわたっている。しかしながら、総国民所得中工業部門の占める比重は7.5%（1953～54年度）で、けん伝されている工業化も実情としてはまだ芽ばえの段階を出ていないと言えよう。

次にその現況を概括すると大要次の通りである。

- (1) 最も発展のテンポの著しいものは綿紡織およびジュート製品の二者で、前者については、中・下級品はおおむね国内需要を充足し（本年3月末現在紡錘設備1,691千錘、昨年1か年間の綿布生産高453百万ヤード）、また後者については生産が国内需要を上回るに至り、最近1か年間における生産高120千トン（141百万ルピー）のうち72千トン（90百万ルピー）は輸出されている。
- (2) ほぼ自給化の域に達したのものとしては絹織物、毛織物、新聞紙以外の一般用紙、砂糖などが挙げられ、また近く自給化達成可能と見込まれているものにはセメント、煙草、新聞紙などがある。（ただし、国内の消費水準が極めて低いこと、ならびに高級品はなお輸入に依存していることなどを考慮すれば、その自給化にはなお問題がある。）
- (3) その他造船、薬品、化学肥料、染料、鉄鋼などの諸工場が設立済であるが、まだその生産額はさして大きくない。

これら諸工業の発展には工業開発公社が推進母体となつてきた（投資額の累計37件、300百万ルピー、なかんずくジュート工場の建設は全面的に開発公社に依存してきた）が、今後の開発公社の投資方針としては鉄鋼、機械工業をはじめとする重化学工業の分野にその重点を移して行く計画である。ただしこうした工業化の推進には技術、動力などの面において多大の困難が感ぜられる。

インドの貿易動向とこれをめぐる問題

野心的な工業化を企図する第2次5か年計画が開始せられた本年4月以降におけるインドの貿易実績は、4～7月の4か月間で輸出は1,687百万ルピー、輸入は2,460百万ルピーと前年同期に比し、輸出はむしろ6.0%縮小したのに対し、輸入は23.9%に及ぶ大幅増加を示した。かかる輸出入の推移を商品別にみると、輸出面ではインドの主要輸出

品である茶、綿布およびジュート製品中、茶は輸出価格の上昇もあつて大幅の増加を示したに対して、綿布およびジュート製品は経済開発の進展による国内需要の増加などもあり、かなりの減少を呈していることが見のがせない。一方輸入面では、資本財輸入優先方針を本年以降さらに強めていることを端的に反映して、鉄鋼、車両、機械およびその他金属を合せた資本財輸入は、1,246百万ルピーと前年同期の716百万ルピーに比し74.4%の大幅増加を記録し、輸入全体に占める割合も前年同期の36.1%から50.7%に高まつている。かかる事情を反映して、本年4～7月の4か月に保有外貨は926百万ルピーの大幅減を記録し、その後も依然減少傾向をたどっているため、10月中旬の残高は5,914百万ルピーに低下している。

しかもこの中には、インド準備銀行の法定最低発行準備40億ルピーが含まれている。したがつて、上記保有残高中現実に利用し得るバランスは、約19億ルピーに過ぎないことが見のがせない。しかしそれにもまして注目すべきは、準備銀行当局が、明年3月までにさらに5億ルピーに近い外貨減を見込んでおり、結局本年度における外貨減少を20億ルピーに及ぶとみていることである。これは第2次5か年計画全期間で20億ルピーの外貨引出を見込んでいることからすれば、インドにとり事態の極めて重要なことを物語るものと言えよう。

ビルマの1956～57年度経済予算

ビルマ政府は毎年年初政府予算と並んで経済予算を発表しているが、これは政府企業をも含む政府部門の総合収支予算と通貨増減予想とからなつている。10月に始まつた1956～57年度の政府部門総合収支予算をみると、収入は税収の増加ならびに賠償（170百万チャツ）、米国余剰農産物（80百万チャツ）、世銀借款（57百万チャツ）などの外国援助受入れから、前年度を21%上回る3,130百万チャツを予定しているのに対し、支出は3,199百万チャツと政府投資の強化（本年度投資590百万チャツ、前年度500百万チャツ）を中心に、前年度比13%の増加に過ぎなかつたため、差引赤字は大幅に圧縮されて69百万チャツを計上したにとどまつた。

同国の輸出はほとんど政府企業に独占されている関係上、政府部門の対外収支は受超、その対国内民間収支および民間部門の対外収支はともに払超を示すが、ここ1,2年間外貨の払底に伴つて民間部門の対外支払を圧縮したため、国内通貨の増発ならびに物価の高騰をみた事情にある。本年度の通貨増減予想によれば、政府部門の対民間払超はほぼ前年度並みの733百万チャツを予定しているが、その対外受超は前記の外国援助受入れから664百万チャツと前年度比17%の増加を見込んでいるのに対し、民間部門の対外払超は710百万チャツと前年度に比し42%芳著増を見越して

いる。その結果保有外貨はわずかながら減少が予想される反面、通貨流通高は年度間23百万チャツの微増(ちなみに7月末通貨流通高 1,371 百万チャツ、内銀行券 908 百万チャツ)とはほぼ横ばいに推移する見通しとなつている。本年度経済予算に関しては、従来自国の経済力の限界を無視して開発を急ぐ傾向のあつた同国が、ここ1,2年の体験から、国内物価の安定を害しない範囲内で開発を実施する方針に切り替えたことがうかがわれる点注目をひくものがある。

フィリピン、輸入統制の一部解除

フィリピンでは従来外貨事情の窮迫に備えるとともに、国内産業を保護するため、食糧の一部と書籍を除いて輸入統制を行つてきたが、最近いわゆる開発インフレによる物価上昇傾向が強まりつつあつたことと、スエズ運河の閉鎖をめぐつて国内に一部民生安定に必要な輸入品に対する買だめなどの思惑が予想されたこと、さらには同国の外貨準備が年初来の輸入引締政策などによつて、幾分好転を示してきたことなどもあつて、中央銀行は11月13日付で食糧、医薬品、建設資材などのうち31品目について輸入統制を解除する措置をとつた。

しかし今回の解除によつてセメント、亜鉛鉄板などの国内工業は外国品との競争にさらされることとなり、ようやく生産の緒についたこれら企業が採算面から窮地に迫込まれることも予想され、ひいては今後工業化への投資意欲が相当阻害されると心配する向きもある。また中央銀行は今回の解除の結果によつては、さらに解除品目を追加する予定であると述べているが、今後の世界的船腹不足から生ずる運賃値上りによつて、輸入額が増加することは避けられず、さらに解除品目の輸入が増加すれば、外貨準備は好転しているとはいえ、その絶対額が少ないため、再び窮迫することも予想される。このために日本の賠償についても、特に備蓄用食糧を賠償品目に含める計画であると伝えられており、賠償への期待は資本財はもとより、罐詰食糧などの消費財要求についてもさらに強まるものとみられている。

中共の自由諸国との貿易および支払協定の概要

共産圏を除き中共が昨年までに政府間貿易協定を締結したのはゼイロン、フィンランド、インドネシア、インド、エジプト、シリア、レバノンの8か国を算するが、本年中さらにカンボジア、ネパールの2国が加わり、インドネシアとの間には新協定の調印をみた。このほかエジプトとの間には支払協定の成立をみており、またカンボジア、ネパール、エジプトに対し経済援助の提供が約された。いま本年中に成立した諸協定の概要を示せば次のとおりである。

(1) カンボジア……4月24日北京において貿易および支払協定が調印され、これにより双方とも5百万ポンドの物資を輸出すること、中国人民銀行とカンボジア国立銀行との間で直接清算決済を行うことが取り決められた。ついで6

月21日北京で中共から1956・57年中に8百万ポンドに相当する物資を無償で供与する旨の経済援助協定が締結された。

(2) ネパール……9月20日カトマンズにおいて友好ならびにチベット・ネパール間の通商および交通に関する協定が調印された。同協定の有効期間は8か年である。ついで10月7日北京で中共から向う3年間に6千万インドルピーに相当する援助(3分の1が現金、残りは物資)を無償で提供する内容の経済援助協定が結ばれた。

(3) インドネシア……11月3日北京において貿易協定の調印をみた。有効期間は1か年で、双方の輸出額は12百万ポンド、取引品目は前協定とほぼ同様であるが、インドネシアの輸出品にゴムが追加されている。なお付属文書により、支払協定を1年延長すること、インドネシアの借越債務(約450万ポンド)を今後3年間に物資で償還すること、中共から軽工業プラントや技術を供与することが約された。

(4) エジプト……10月22日カイロで昨年8月締結の貿易協定に基く第2年度議定書および支払協定の調印が行われたが、それによると双方の輸出は12百万ポンドで、両国の国家銀行に設置された清算勘定により6か月ごとに決済することとなつている(スイング限度2百万ポンド)。また中共は11月10日エジプトに対し20百万スイスフランの贈与を行う旨発表した。

豪州、最近の金融情勢

最近の金融情勢において注目すべき点は、昨年末以来の credit squeeze の状態が6月以降かなり緩和せられたことである。すなわち季節的な繁忙期に当るにもかかわらず、資金需要は特に増加せず、銀行貸出はかえつて減少傾向をたどつたため、9月の主要商業銀行の流動資産および公債の合計額は278百万豪ポンドで昨年同月に比し30百万豪ポンド増加し、その対預金比率も19.5%と昨年同月(17.3%)に比しかなり好転している。本年初頭以来の特別勘定操作による金融引締、3月の増税、4月の金利引上げなど一連のインフレ対策によつて、商業銀行の資産流動性はこのところ悪化を続けていたが、最近の上述のごとき動向はかかる金融基調の変化として注目されている。

金融市場が若干の引ゆるみを示したのは、財政の撒超と国際収支の均衡回復によるところが大であり、7~9月期における財政収支は62百万豪ポンドの撒超(前年同期36百万豪ポンドの撒超)となつており、また外貨残高は昨年同期の52百万豪ポンドの減少に対して16百万豪ポンドの増加を見ている。羊毛市況が引続き堅調であるところから、国際収支は昨年より比すればかなり好転するものと予想され、credit squeeze の緩慢化は今後その傾向を強めるものと予想されている。